

令和5年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

地方公共団体コード	1401005 ⁶
表番号・行番号	700000 ¹¹
市町村判別 コード	特定市・・・・・・1 特定市以外の市町村・2
団体区分コード	1 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 福岡県
 市町村名 北九州市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 9,916	21 7,876	30 2,040
法人	0 2 0	22,491	12,463	10,028
合計	0 3 0	32,407	20,339	12,068

地方公共団体コード					表番号					
1	4	0	1	0	0	5	7	7	0	8

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したも の	構 築 物	9 0 1 0	12 240,643,724	25 238,824,963	38 2,156,747	51 236,668,216
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	611,154,787	596,658,946	8,575,749	588,083,197
	船 舶	0 3 0	20,396,267	15,389,641	5,000,440	10,389,201
	航 空 機	0 4 0	425,262	425,262	0	425,262
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	11,356,503	11,342,554	473	11,342,081
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	128,762,664	128,609,739	14,133	128,595,606
	小 計 (ハ)	0 7 0	1,012,739,207	991,251,105	15,747,542	975,503,563
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	231,459,149	195,690,008		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	30,378,003	23,745,820		
	小 計 (ニ)	1 0 0	261,837,152	219,435,828		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0	0	0		
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	1,274,576,359	1,210,686,933		
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		1,210,686,933		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード	表番号
1401005	771

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町 村長が 価格等 を決定 したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 5,613,578	25 5,610,322	38 3,256	51 5,607,066
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	2,903,195	2,891,153	323	2,890,830
	船 舶	0 3 0	175,747	97,251	78,496	18,755
	航 空 機	0 4 0	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	7,730	7,730	0	7,730
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	2,926,309	2,904,957	144	2,904,813
	小 計 (ハ)	0 7 0	11,626,559	11,511,413	82,219	11,429,194
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	0	0		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	0	0		
	小 計 (ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	11,626,559	11,511,413			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		11,511,413		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード	表番号
1401005	772

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 235,030,146	25 233,214,641	38 2,153,491	51 231,061,150
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	608,251,592	593,767,793	8,575,426	585,192,367
	船 舶	0 3 0	20,220,520	15,292,390	4,921,944	10,370,446
	航 空 機	0 4 0	425,262	425,262	0	425,262
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	11,348,773	11,334,824	473	11,334,351
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	125,836,355	125,704,782	13,989	125,690,793
	小 計 (ハ)	0 7 0	1,001,112,648	979,739,692	15,665,323	964,074,369
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	231,459,149	195,690,008		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	30,378,003	23,745,820		
	小 計 (ニ)	1 0 0	261,837,152	219,435,828		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0	0	0			
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	1,262,949,800	1,199,175,520			
同内 上 訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		1,199,175,520		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0		0		

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準の特例率 (B) (C)		課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)		
			(B)	(C)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (新線構築物)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29	
		0 2 0		2	3		
		(新線立体交差化施設)	0 3 0		1	6	
			0 4 0		1	3	
	第2項 (ガス事業用資産)	0 5 0	93,116	1	3	31,039	
		0 6 0	8,351,250	2	3	5,567,500	
	第3項 (農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0		1	2		
	第4項 (外航船舶)	0 8 0		1	6		
		(準外航船舶)	0 9 0		1	4	
	第5項 (内航船舶)	1 0 0	9,988,508	1	2	4,994,254	
	第6項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0		1	6		
	第7項 (国際路線用航空機)	1 2 0		1	5		
1 3 0			1	10			
1 4 0			2	15			
第8項 (離島路線用航空機)	1 5 0		1	3			
	(小型離島航空機)	1 6 0		2	3		
第9項 (日本放送協会)	1 7 0		1	4			
第10項 (日本原子力開発機構)	1 8 0	1,222,219	1	2	611,109		
	2 0 0		2	3			
第12項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0		1	6			
	2 2 0		1	3			

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12	25 1	27 6	29
		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0		1	18	
			2 5 0		1	9	
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0		1	36	
			2 7 0		1	18	
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0		1	10	
	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		2	3	
			3 0 0		5	6	
			3 1 0		1	6	
			3 2 0		1	3	
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3 3 0		1	3	
			3 4 0		2	3	
	第 16 項	(海洋研究開発機構)	3 5 0		1	3	
			3 6 0		2	3	
	第 17 項	(水資源機構)	3 7 0		1	2	
			3 8 0		3	4	
	第 18 項	①(特定地方交通線)	3 9 0		1	4	
			4 0 0		1	12	
		②(新線構築物)	4 1 0		1	6	
			4 2 0		1	24	
③(新線立体交差化施設)		4 3 0		1	12		
		4 4 0		1	6		
④(河川事業鉄軌道用資産)		4 5 0		5	24		
		4 6 0		1	24		
⑤(変・送電用資産)	4 7 0		1	12			
	4 8 0		3	20			

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B)	(C)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	4 9 0	1, 613, 505	1	3	537, 835
		5 0 0		2	3	
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0		1	2	
	第 22 項 (新関西国際空港株)	5 2 0		1	2	
	第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0	529	3	5	317
	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0		3	5	
	第 25 項 (中部国際空港株)	5 5 0		1	2	
	第 26 項 (外国貿易用コンテナ)	5 6 0		4	5	
	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0	7, 446	1	2	3, 723
	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0		1	2	
	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		1	2	
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0		1	2	
	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0		1	3	
		6 2 0		2	3	
		(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 3 0		1	2
第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0		1	3		
	6 5 0		2	3		
第 33 項 (世界遺産)	6 6 0	73, 907	1	3	24, 636	
法第349条の3の4	(被災代替償却資産)	6 7 0		1	2	
合 計		6 8 0	21, 350, 480	-	-	11, 770, 413

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号			
1	4	0	1	0	0	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
				(B)	(C)				
法	旧第1項 (送電用資産・電気事業用)	9	12	25	27	29			
		0 1 0		1	3				
		0 2 0		2	3				
第	(変電所・電気事業用)	0 3 0		3	5				
		0 4 0		3	4				
		0 5 0		2	3				
三	旧第2項 (ガス事業用資産)	0 6 0		5	6				
		0 7 0		-	-				
		0 8 0		1	3				
百	旧第13項 (立体交差化施設)	0 9 0	49,709	2	3			33,139	
		1 0 0		1	2				
		1 1 0		1	3				
四	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 2 0		1	6				
		1 3 0		1	3				
		1 4 0		1	2				
十	旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	1 5 0		1	2				
		1 6 0		1	3				
		1 7 0		1	6				
九	旧第25項 (日本電気計器検定所)	1 8 0		1	2				
		1 9 0		1	3				
		2 0 0		1	6				
条	旧第26項 (日本消防検定協会)	2 1 0		1	2				
		2 2 0		1	3				
		2 3 0		1	6				
の	旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 4 0	137	1	2			69	
		2 5 0	2,101	1	3			700	
		2 6 0		1	6				
三	旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 7 0		1	3				
		2 8 0		1	6				
		2 9 0		1	3				
三	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 7 0		1	3				
		2 8 0		1	6				

地方公共団体コード					表番号			
1	4	0	1	0	0	5	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 32 項 (高压ガス保安協会)	9 2 9 0	12	25 1	27 2	29
		3 0 0		1	3	
		3 1 0		1	6	
	旧 第 32 項 (自動車安全運転センター)	3 2 0		1	3	
		3 3 0		1	6	
	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0		1	2	
	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0		2	3	
		3 6 0		1	2	
		3 7 0		1	6	
	合 計	3 8 0	51,947	-	-	33,908

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区分	行番号	(1)	(2)	(3)	(4)		
		決定価格 (A) (千円)	課税標準の特例率 (B)	課税標準の特例率 (C)	課税標準額 (A) × (B) / (C) (D) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第1項(倉庫等)	9 0 1 0	12	25 1	27 2	29	
		0 2 0		3	4		
	第2項(公共の危害防止施設等)	0 3 0	1,833,444	1	2	916,722	
		0 4 0		2	3		
		0 5 0	3,014,706	1	3	1,004,902	
		0 6 0		3	4		
		0 7 0	2,246,765	1	6	374,460	
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0	723,370	1	2	336,617
		5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0	22,186	3	4	16,640
		旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0		1	2	
		フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0		1	2	
	第3項(国内路線用航空機)	1 2 0		2	5		
		1 3 0		1	4		
		1 4 0		3	8		
		1 5 0		2	3		
第4項(沖縄電力㈱)	1 6 0		2	3			
第5項(大規模地震防災応急対策用資産)	1 7 0		2	3			
第6項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1 8 0		2	3			
第7項(低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		1	2			
	2 0 0		3	4			
	2 1 0		5	6			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第 8 項 (国際船舶)	9	12	25	27	29			
		2 2 0		1	18				
		(うち特定船舶適用分)	2 3 0		1	36			
	第 9 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2 4 0		1	2				
	②(新線構築物)	2 5 0		1	6				
		2 6 0		1	3				
	③(立体交差化施設)	2 7 0		1	12				
		2 8 0		1	6				
	④(河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		1	3				
		3 0 0		5	12				
		3 1 0		1	12				
		3 2 0		1	6				
		3 3 0		3	10				
	⑤(変・送電用資産)	3 3 0		3	10				
	第 10 項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0	45,760	1	3			15,253	
	第 11 項 (低床車両)	3 5 0		1	3				
第 12 項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0		2	3					
	3 7 0		3	5					
第 13 項 (PFI公共施設)	3 8 0		1	2					
第 14 項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 9 0		3	5					
(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0		1	2					
第 15 項 (都市鉄道施設)	4 1 0		2	3					
第 16 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 2 0		1	2					
	4 3 0		3	5					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率			(3) 課税標準額		
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第17項 (鉄道事業再構築事業)	9	12	25	27	29			
	第18項 (バイオ燃料製造設備)	4	4 0		1	4			
	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	5 0			1	2		
		4	6 0			2	3		
		4	7 0			1	2		
	第21項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	8 0			2	3		
		4	9 0			1	2		
	第23項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	0 0			2	3		
		5	1 0			1	2		
	第24項 (移動等円滑化のための設備)	5	2 0			2	3		
	第25項	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	3 0			2	3	
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	4 0			3	4	
		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	5 0			3	4	
		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	6 0	1,287,130		2	3	858,086
		(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7 0			1	2	
		(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8 0			2	3	
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9 0			2	3	
		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	0 0			1	2	
	第25項	(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1 0			1	2	
		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	2 0			2	3	
	第26項 (鉄道耐震補強設備)	6	3 0			2	3		
	第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6	4 0			2	3		
	第28項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	5 0			2	3		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（3）
（法附則第15条関係つき）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B) (C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第 29 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	9 6 6 0	12	25 1	27 2	29	
		6 7 0			5 6		
		6 8 0			2 3		
	第 30 項 (無電柱化)	6 9 0	15,536	1	2		7,768
		7 0 0			2 3		
		7 1 0	1,397		3 4		1,048
	第 32 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 2 0	282,088		1 2		141,044
	第 34 項 (帰還環境整備推進法人)	7 3 0			1 3		
	第 35 項 (地域福利増進事業)	7 4 0			2 3		
		7 5 0			3 4		
	第 36 項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 6 0			1 2		
	第 37 項 (認定就農者)	7 7 0			2 3		
	第 39 項 (滞在快適性等向上施設)	7 8 0			1 2		
	第 40 項 (ローカル5G)	7 9 0			1 2		
	第 41 項 (シェアサイクルポート) (雨水貯留浸透施設)	8 0 0			3 4		
	第 42 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	8 1 0			1 3		
	第 44 項 (カーボンニュートラルポート)	8 2 0			2 3		
第 45 項 (先端設備等) (賃上げ目標設定事業者)	8 3 0			1 2			
	8 4 0			1 3			
第 46 項 (道路運送高度化事業)	8 5 0			1 3			
合 計	8 6 0	9,472,382	-	-		3,672,540	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A)	×	(B) (C)	(D) (千円)	
									(B)
法 附 則 第 十 五 条	旧第1項(倉庫等)	9	12	25	27	29			
	0 1 0			2	3				
	0 2 0			3	5				
	旧第3項(公害防止設備)	0 3 0	11,540	1	3		3,847		
	0 4 0	193,364	2	3		128,909			
	0 5 0		3	4					
	0 6 0	2	1	2		1			
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 7 0		3	5				
	0 8 0		1	2					
	0 9 0	1,953	1	3		651			
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1 0 0	6,769	1	2		3,385		
	1 1 0	3,174	2	3		2,116			
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 2 0	184,104	2	3		122,736		
	1 3 0		5	6					
	旧第7項(日本貨物鉄道(株)の新造車両)	1 4 0		3	5				
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 5 0		2	3				
	1 6 0		1	2					
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 7 0		-	-				
	旧第14項(旧国際電信電話(株))	1 8 0		3	5				
	1 9 0		1	2					
	旧第14項(新造車両(流通業務))	2 0 0		2	3				
2 1 0		3	5						
旧第15項(地方卸売市場)	2 2 0		4	5					
2 3 0		3	4						
旧第17項①(立体交差化施設)	2 4 0		1	6					
②(旧交納付金法附則第19項)	2 5 0		-	-					
③(旧交納付金法附則第20項)	2 6 0		-	-					
旧第19項(指定法人等の大規模外貨埠頭)	2 7 0		1	2					
旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 8 0		2	3					
旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2 9 0		1	2					
旧第20項(スーパー中核港湾)	3 0 0		1	2					
旧第21項(国立大学校舎)	3 1 0		1	2					
旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	3 2 0		1	2					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)	
				(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	9 3	12 3 0	25 -	27 -	29			
	旧第31項（熱電併給型動力発生装置）	3	4 0		5	6			
		3	5 0		11	12			
	旧第36項（公共荷さばき施設）	3	6 0		1	2			
	旧第36項（対象特定電気通信設備）	3	7 0		3	4			
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	3	8 0	18,072	1	2			9,036
		3	9 0		1	4			
	旧第37項（放送ネットワーク災害対策用設備）	4	0 0		3	4			
	旧第37項（立地誘導促進施設）	4	1 0		2	3			
	旧第39項（国家戦略特区）	4	2 0		1	2			
	旧第40項（ <small>（認定誘導事業により取得した公共施設等）</small> 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	4	3 0		-	-			
	旧第41項（先端設備等）	4	4 0	2,257,122	0	0			
	合 計	4	5 0	2,676,100	-	-			270,681

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号			
1	4	0	1	0	0	5	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調 (5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	0 1 0	12	25	27	3	29		
	①(JR北海道・四国に係る特例)		0 2 0			1	2			
	J R 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と 連 乗	②(新線構築物)		0 3 0			1	6		
				0 4 0			1	3		
		③(新線立体交差化施設)		0 5 0			1	12		
				0 6 0			1	6		
		④(新幹線鉄軌道用資産)		0 7 0			1	12		
				0 8 0			1	6		
		⑤(青函・本四 鉄道施設)		0 9 0			1	12		
		⑥(青函・本四 新線構築物)		1 0 0			1	36		
				1 1 0			1	18		
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)		1 2 0			1	72		
				1 3 0			1	36		
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)		1 4 0			1	20		
		⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		1 5 0			1	3		
			1 6 0			5	12			
			1 7 0			1	12			
		1 8 0				1	6			
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)		1 9 0			1	6			
⑪(変・送電用資産)		2 0 0			3	10				
⑫(新造改良車両(鉄道事業))		2 1 0			1	3				
		2 2 0			3	10				
⑬(鉄道耐震補強設備)		2 3 0			1	3				

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調 (5)
 (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2
 つづき)

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(3) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(C) (千円)	
		9	12	25	27	29	
法附則第十五条の三 旧道承 交・継 納特 例と JR北 海 乗	①(旅客会社等に係る承継特例)	2	4 0	3	5		
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	5 0	-	-		
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2	6 0	3	10		
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	7 0	-	-		
法附則第16条の2	旧第11項 (平成28年熊本地震 被災代替償却資産)	2	8 0	1	2		
法附則第16条の2	旧第11項 (阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	2	9 0	1	3		
法附則第16条の3	第11項 (平成30年7月豪雨 被災代替償却資産)	3	0 0	1	2		
合 計		3	1 0	0	-	0	

地方公共団体コード					表番号		
4	0	1	0	0	5	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（6）
（法附則第56条, 法附則第56条の2等）

都道府県名 福岡県

市町村名 北九州市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)		
			(B)	(C)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)	
法 附 則 第 56 条	第12項（東日本大震災）	0 1 0		1		2			
	第15項（東日本大震災・居住困難区域）	0 2 0		1		2			
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項（被災代替鉄道施設等）	0 3 0		2		3			
	旧 第 4 項	①（被災特定地方交通線）	0 4 0		1		4		
		②（新線構築物）	0 5 0		1		6		
		③（新線立体交差化施設）	0 6 0		1		12		
		④（河川事業鉄軌道用資産）	0 7 0		5		24		
		0 8 0		1		12			
令和3年地方税法等改正 法附則第12条第9項 （旧法附則第64条）	（新型コロナ先端設備等） ～R3. 3. 31取得分（構築物のみ）	0 9 0	0	0		0		0	
令和3年地方税法等改正 法附則第13条第1項 （旧法附則第64条）	（新型コロナ先端設備等） R3. 4. 1～R5. 3. 31取得分	1 0 0	3,684,735	0		0		0	
合 計		1 1 0	3,684,735	-		-		0	

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	20,339	7,510,244	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	326	505,063	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	244	402,857	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	259	453,239	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	234	433,225	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	217	422,444	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	1,030	2,304,112	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	818	2,245,223	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	4,512	25,020,223	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	1,679	23,539,506	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	655	16,132,831	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	1,183	63,019,856	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	911	1,076,208,354	
計		9 1 4 0	32,407	1,218,197,177	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	215	195,690,008
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	5	23,745,820
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0			

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名 福岡県
市町村名 北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	7,876	2,632,688
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	98	152,062
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	69	113,994
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	78	136,704
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	58	107,186
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	51	99,148
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	288	643,618
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	219	600,545
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	914	4,735,689
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	194	2,593,243
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	36	878,858
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	35	1,450,366
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	0	0
計		9 1 4 0	9,916	14,144,101
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0		

地方公共団体コード	表番号
4 0 1 0 0 5	7 8 1

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名

福岡県

市町村名

北九州市

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	12 12,463	21 33 4,877,556	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	12 228	21 33 353,001	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	12 175	21 33 288,863	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	12 181	21 33 316,535	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	12 176	21 33 326,039	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	12 166	21 33 323,296	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	12 742	21 33 1,660,494	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	12 599	21 33 1,644,678	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	12 3,598	21 33 20,284,534	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	12 1,485	21 33 20,946,263	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	12 619	21 33 15,253,973	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	12 1,148	21 33 61,569,490	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	12 911	21 33 1,076,208,354	
計		9 1 4 0	12 22,491	21 33 1,204,053,076	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 215	21 33 195,690,008
		知事配分	9 1 6 0	12 5	21 33 23,745,820
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21 33	